

第1回企画等専門調査会(平成23年11月21日)資料

「<平成23年度>食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」抜粋

評価課題／危害要因	危害要因に関する概要等	国内外における評価状況、管理状況等
<p>農薬の不活性成分</p>	<p>・社団法人日本植物防疫協会:農薬用語辞典 農薬の製剤とは、有効成分である原体に希釈剤やアジュバントなどの補助剤を加え用途に応じた有効成分の生物学的利用能などをより高めるために、その目的に沿った性状や形態に製造加工されたもの、としている。また、製剤化の主な目的は、農薬を使用しやすい形にし、かつ、効力を最大限発揮させることであり、また、人畜等への安全性の確保や環境汚染の防止を図り、さらに作業性の改善や省力化を狙うことなどである、としている。</p>	<p><国内> ・食品安全委員会の評価状況:なし。 ・農林水産省:農薬は農薬取締法に基づいて審査し、登録されているが、企業秘密に当たる情報については公開していない。農林水産省では製剤の安全性評価が行われており、リスク管理が適切になされている。 <海外> ・米国環境保護庁(EPA):農薬の不活性成分を公表することで、公衆衛生及び環境保護の強化、危険な不活性成分の使用抑制などが期待されており、公表に関して、広くパブリックコメントを受け付けている(2009)。 ・米国では、農薬製剤における有効成分を除く成分は、全て不活性成分と分類されている。不活性成分は、必ずしも無毒であるとはしておらず、個別に申請をして認可を得る必要がある。既に認可された不活性成分のリストも公表されている。 ・経済開発協力機構(OECD):将来的な検討の必要性はあるが、早急に取り組むべき課題ではないと整理されている。</p>